

福岡市一時預かり事業（一般型）補助金交付要綱

（通則）

第1条 福岡市一時預かり事業（一般型）補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「市規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において児童を一時的に預かる事業に対して交付することにより、安心して子育てができる環境を整備することを目的とする。

（補助対象事業）

第3条 補助金を交付する事業（以下「補助対象事業」という。）は、福岡市一時預かり事業（一般型）実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号に定めるものとする。

- （1）人件費：保育士その他の職員の人件費
- （2）管理費：施設の管理に必要な経費及び施設設備に要する経費等
- （3）前号に定めるもののほか、市長が必要と認める経費

（補助対象事業者）

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は公募によることとする。

2 補助対象事業者は、本市の市税を滞納していない者とする。

（補助金額）

第6条 補助金額は、予算の範囲内において、別表1又は別表2の基準額と補助対象経費の実支出額から利用料収入等及び実施要綱第8条第3項及び第4項の規定による減免額を控除した額を比較して少ない方の額とする。

2 実施要綱第8条第3項及び第4項の規定による減免相当額については、前項に加算する。

（補助金の交付申請）

第7条 補助対象事業者は、市長に対しその定める期日までに、福岡市一時預かり事業（一般型）補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を付して提出し、市長の承認を受けるものとする。

(交付決定)

第8条 市長は、補助金の交付申請があったときは、市規則第5条の規定に基づき交付の決定を行い、補助対象事業者に対し福岡市一時預かり事業（一般型）補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第9条 この補助金は、補助対象事業者の資金状況を安定させることにより補助事業の着実な実施を図るため、市規則第17条第1項ただし書きの規定により、分割して事前に交付することができるものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定を受けた者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、福岡市一時預かり事業（一般型）実績報告書（様式第3号）及びこれに必要な書類を添えて市長に報告するものとする。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、補助事業の完了の報告を受けた場合は、補助金の交付の決定の内容を確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市一時預かり事業（一般型）補助金確定通知書（様式第4号）により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 第9条に基づき事前に補助金の交付を受けた後、確定した補助金額がその額に満たない場合、期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。

(関係書類の整備)

第13条 事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、事業完了後5年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助金の交付目的の達成状況を調査する必要があると認める時は、申請者に対して必要な報告をさせ、又は事業に係る帳簿書類その他を検査させ、若しくは、関係者に質問させることができる。

(暴力団の排除)

第14条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助対象事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、当該申請者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(細則)

第15条 この要綱に定めのあるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項はこども未来局長が定める。

附 則

この要綱は平成22年10月15日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成26年6月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は平成29年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するもの。

附 則

この要綱は平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成29年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は平成33年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するもの。

附 則

この要綱は平成29年10月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成30年10月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 2 年 10 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するもの。

附 則

この要綱は令和 3 年 5 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は令和 4 年 5 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別表1 基準額（保育従事者が全て保育士の場合）

年間延べ利用児童数	基準額
300 人未満	2,679,000 円
300 人以上 900 人未満	3,024,000 円
900 人以上 1,500 人未満	3,240,000 円
1,500 人以上 2,100 人未満	4,680,000 円
2,100 人以上 2,700 人未満	6,120,000 円
2,700 人以上 3,300 人未満	7,560,000 円
3,300 人以上 3,900 人未満	9,000,000 円
3,900 人以上 4,500 人未満	10,440,000 円

※4,500 人以上は別途協議

別表2 基準額（別表1 以外の場合）

年間延べ利用児童数	基準額
300 人未満	2,679,000 円
300 人以上 900 人未満	2,907,000 円
900 人以上 1,500 人未満	3,119,000 円
1,500 人以上 2,100 人未満	4,505,000 円
2,100 人以上 2,700 人未満	5,891,000 円
2,700 人以上 3,300 人未満	7,277,000 円
3,300 人以上 3,900 人未満	8,663,000 円
3,900 人以上 4,500 人未満	10,049,000 円

※4,500 人以上は別途協議